

国有林野の管理経営に関する基本計画の改定(素案)
の概要について

平成25年10月

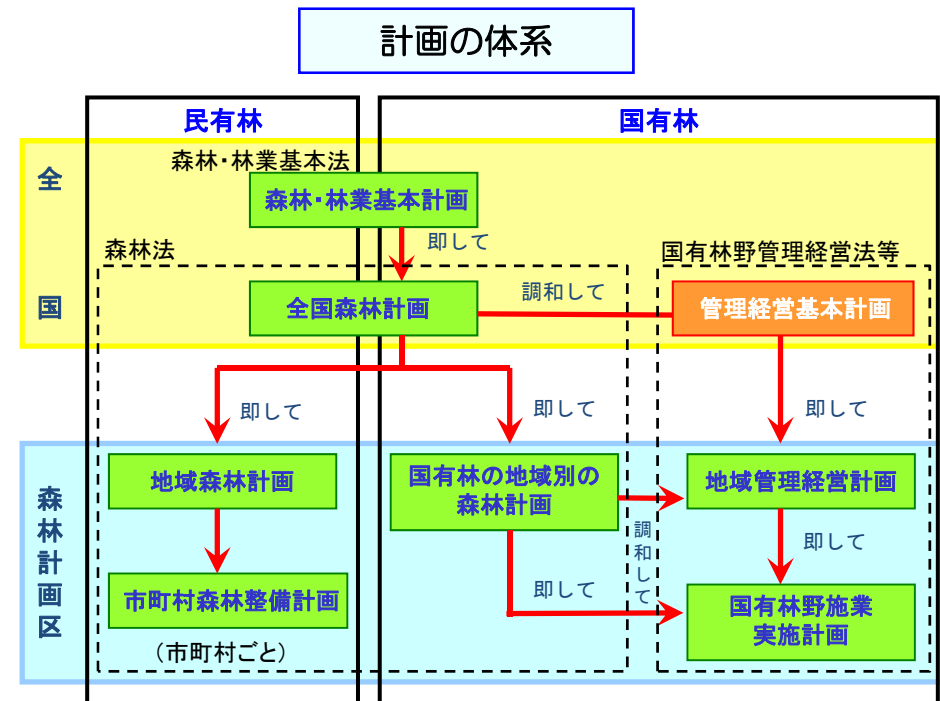
林野庁

目 次

1	管理経営基本計画について	1
2	管理経営基本計画の改定について	2
3	管理経営基本計画改定の検討方向と改定(素案)の概要について	3
	(1) 今後、より重視していくべき事項への対応	4
	(2) 昨年12月の変更以降の状況変化への対応	12
	(3) 一般会計移行を踏まえた構成等の精査	20

1 管理経営基本計画について

- 「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下、「管理経営基本計画」という。）は、国有林野の管理経営に関する基本方針その他の基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」（以下「管理経営法」という。）第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画
- 森林管理局長は、この計画に即して、流域（森林計画区）ごとに「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を定め、国有林野の管理経営を推進
- 現行の管理経営基本計画は、平成21年4月1日から平成31年3月31日までを計画期間として、平成20年12月に改定
- 昨年12月に、「国有林野の有する公益的機能の維持増進のための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」の規定に基づき、変更（本年4月から適用）



- 【管理経営基本計画】**（大臣：5年ごと10年計画）
 国有林野の管理経営の方向を明確にし、森林という動的国有財産の管理、処分を計画的に実施するとともに、計画の策定段階で国民の意見を聴き、国民意見を反映した管理経営を行っていく必要から、全国の国有林を対象として大臣がたてる計画
- 【地域管理経営計画】**（局長：5年ごと5年計画）
 地域ごとの賦存状況に応じたきめ細かい国有林野事業の運営を図るため、森林管理局長が森林計画区（流域）を単位として定める管理経営の計画
- 【国有林野施業実施計画】**（局長：5年ごと5年計画）
 森林計画及び管理経営計画に即して持続的な国有林野の管理経営を行うため、森林管理局長が管理経営規程に基づき森林計画区（流域）を単位として、事業量や伐採造林等の箇所別計画、保護すべき国有林野等を具体的に定める計画

2 管理経営基本計画の改定について(改定の必要性と想定スケジュール)

○ 国有林野管理経営法において、管理経営基本計画は、5年ごとに定めることとされているところ

○ このため、前回の改定から5年が経過する本年12月までに改定する必要があるところ

○ なお、管理経営基本計画の改定に当たっては、国民の声を広く聴くため、変更案を公告・縦覧するとともに、申立てのあった意見の要旨を付して林政審議会の意見を聴くこととされているところ

○ このため、管理経営基本計画の改定に向けたスケジュールについては、次を想定

平成25年9月 林政審議会の開催(改定の方向)

10月 林政審議会の開催(改定案)

11月 公告・縦覧(パブリック・コメント)
意見の集約、改定案の修正

12月 林政審議会の開催(諮問・答申)
改定計画の決定・公表

○ 国有林野管理経営法(抜粋)

第4条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、5年ごとに、10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画を定めなければならない。

2・3 (略)

第5条 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された管理経営基本計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本計画の案について、前項の規定により申立てがあつた意見の要旨を付して、林政審議会の意見を聴かななければならない。

4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合においては、第2項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

3 管理経営基本計画改定の検討方向と改定(素案)の概要について

現行計画は、昨年12月の変更において、一般会計移行を踏まえた大幅な記載内容の見直しを行い、今年度から新たな取組が始まったところ

一方で、今回は、移行後初めての改定であり、改めて一般会計下における計画としてふさわしい構成等となるよう精査するとともに、以下のような論点を踏まえた対応を検討

論 点

- 今後、より重視していくべき事項
 - 「攻めの農林水産業」の施策展開
- 昨年12月の変更以降の状況変化
 - 改正間伐特措法の成立
 - 全国森林計画の策定

次期計画案での対応方向

- 「攻めの農林水産業」の施策展開を踏まえ、国産材の安定供給体制構築への貢献について記載を充実する方向で検討
- 改正間伐特措法の成立等を踏まえ、
 - 人工林資源の成熟に伴う主伐の増加とその後の再造林への対応等
 - 近年、頻発する豪雨災害等への対応を記載する方向で検討

※ その他、表現の明確化や適正化の観点から用語等の見直しを検討

(1) 今後、より重視していくべき事項への対応

改定に向けた背景

- 国産材の小規模・分散・多段階な流通構造の改革を早急に進める必要があることから、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）においても、林業の成長産業化に向けて、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等の推進が盛り込まれたところ

現行の記載状況

- 「国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項」については、
 - ① 需要先へ直送する「システム販売」の推進など、国有林材の供給に関する内容
 - ② 価格急変時の供給調整機能の発揮など、国産材全体の安定供給に関する内容を特に区分せず記載しているところ

改定案の検討方向

- 「国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献」の項目を新設するとともに、地域の川上・川中・川下の関係者との連携強化、国産材の流通合理化に向けた貢献等についての記載を充実させる方向で検討

背景の説明

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

第Ⅱ 3つのアクションプラン

二 戦略市場創造プラン

テーマ4: 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、施業集約化等を進めるとともに、国産水産物の消費・輸出拡大、適切な資源管理等を通じた収益性の高い持続可能な漁業・養殖業の推進等により、林業及び水産業の成長産業化を図る。

経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし

地域自らが経営改革に取り組むとともに、それぞれの地域が独自の付加価値を創造し、自立的に発展できるよう、現場の視点に立って、環境整備を進めることを通じて、地域を再生する。

農林水産業は、地域の活力を創造する上で極めて重要である。多面的機能を発揮しつつ、農林水産業が成長産業となり、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承を目指す。

(2) 農林水産業・地域の活力創造

生産者の減少と高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の構造的問題に対応し、競争力強化の観点から、担い手への農地集積・集約、6次産業化、農林水産物・食品の輸出拡大、科学技術イノベーションの活用等を進めるとともに、経営所得安定対策(旧:戸別所得補償制度)を適切に見直し、あわせて、農林水産業の多面的機能の発揮を図る取組を進め、新たな直接支払制度の創設を検討する。また、森林・林業について、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等に取り組む。さらに、水産業について、水産物の消費・輸出拡大、持続可能な漁船漁業・養殖業の実現に不可欠な基盤整備の推進等を図る。攻めの農林水産業を展開し、農林水産業を成長産業にする。美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承する。また、食の安全を確保し、消費者からの信頼を確保する。このため、「農林水産業・地域の活力創造本部」において、具体的な方策をできるだけ早期に取りまとめ、実行に移す。

第4回農林水産業・地域の活力創造本部(平成25年8月8日)

検 討 課 題

- 1 農業を成長産業とし、今後10年間で農業・農村の所得を倍増させる目標を実現するための戦略を推進する。
- 2 林業の成長産業化を図るため、CLT等新たな製品・技術の開発・普及に向けた環境整備や公共建築物等の木造化等による木材需要の創出、需要者ニーズに対応した国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。
- 3 水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得・経営力向上を図るため、浜ごとの特性・資源状況等を踏まえ、国産水産物の消費・輸出拡大、省エネの推進等を通じた収益性の高い持続可能な漁業・養殖業の展開を推進する。
- 4 美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するための施策を推進する。
 - ① 農山漁村コミュニティ・集落の再生、地域活性化(社会福祉法人等の農業生産を通じた活動の促進等の福祉、教育、観光等との連携(外部人材等の活用を含む)や、多様な主体による森林づくり活動を含む。)
 - ② 多面的機能の維持・向上(経営所得安定対策の適切な見直しと多面的機能の発揮を図るための新たな直接支払制度の創設の検討を含む。)
 - ③ 市民農園・交流農園の活用などを通じた都市農業の振興
 - ④ **鳥獣被害対策**
 - ⑤ 地方公共団体と地域の金融機関等が連携する地域経済のイノベーションサイクルの構築

「攻めの農林水産業」における森林・林業分野の検討方向

【現状等】

- 戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えており、森林資源の1年間の増加量は約1億m³（我が国の木材需要に匹敵）
- 木材自給率は2002年を底に上昇傾向にあるが、需要に応じた国産材の供給体制が不十分
- 森林資源の循環利用と多面的機能の発揮の点からも、施業集約化等による森林の整備・保全是極めて重要

新たな木材需要の創出

- CLT等新たな製品・技術の普及
 - ・中高層建築物の木造化に必要となる耐火・耐震性能の高い部材等の開発を促進
 - ・特に、国産材CLT普及のための規格・基準の整備や強度データの収集等を促進
- 公共施設等での地域材利用の推進
公共施設の木造化・内装木質化の推進、新規用途等の開発促進



耐火建築物の事例



内装の木質化

国産材の安定供給体制の構築等

- 国産材を価格・量・品質の面で安定的に供給するための流通体制の構築（需給情報共有・コーディネート、ストックポイントや選別機等の整備、流通の効率化など）
- 需要者ニーズに応じた製品（品質・性能の確かな乾燥材・集成材など）の供給促進
- 施業集約化、路網整備、造林の低コスト化等による効率的な森林整備の推進

安定的な供給体制の構築



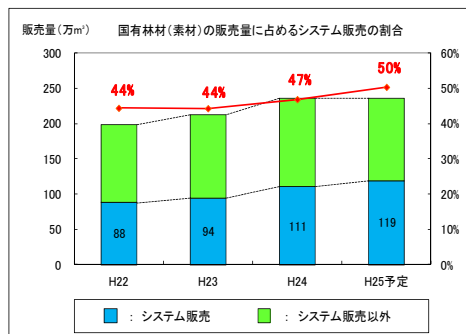
国産材の安定供給体制の構築等に係る国有林における取組

国有林野事業では、多様な森林資源、事業の発注、フィールドの提供等を通じて、新たな木材需要の創出と国産材の安定供給体制の構築に貢献

○原木の安定供給

製材工場や合板工場等の需要者と国有林で協定を締結し、これに基づき、国有林材を安定的に供給する「システム販売」を推進（平成25年度は119万m³（素材販売量の50%）を予定）

原木の安定供給体制の構築に貢献するため、民有林と国有林が一体となって需要者と協定を締結する民国連携での「システム販売」の拡大に取組



【事例】民有林と連携した原木の協調出荷

長崎森林管理署では、離島の対馬において、長崎県林業公社と国有林で木材供給計画を共有。約2,200m³の間伐材等について、民国連携したシステム販売協定を締結。ロットをまとめてバルク船を活用し、島外に出荷する取組を推進



○施業集約化や路網整備等による効率的な森林の整備・保全の促進

<造林・育林の低コスト化に向けた取組>

自らが事業発注者であるという特性を活かし、実用段階に到達した先駆的な手法について、事業レベルでの実証などの取組を実施

平成25年度
コンテナ苗44万本(216ha)の植付を予定



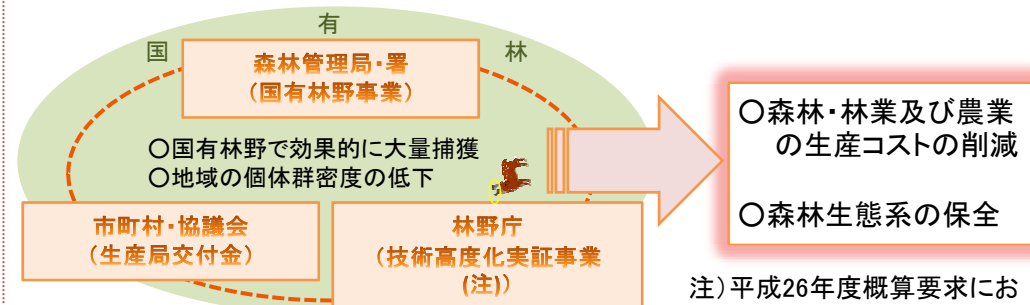
コンテナ苗を活用した低コスト造林の普及

<再造林等の阻害要因となる鳥獣被害への対策>

森林管理局・署が、地元自治体・協議会と連携し、国有林野においてシャープシューティングを導入し、農山村地域におけるシカ被害の抜本的・効果的な対策を推進

※シャープシューティング:

単に餌付けと狙撃を組み合わせただけの方法ではなく、一定レベル以上の技量を有する射手、動物の行動をコントロールするための給餌、警戒心の強い個体の出現予防等の体制を備えた捕獲手法のこと



改定(素案)の概要①(国産材の安定供給体制関連)

(構成の変更)

{ 改 定 案 }

{ 現 行 }

3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

- (1) 林産物等の供給 ←
- (2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献(新設)

3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

- (1) 林産物の安定供給
- (2) 林産物等の販売

事 項	改 定 案	現 行
3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項		
(1) 林産物等の供給	<p>国有林野事業においては、公益重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努めることとする。</p> <p>また、多様な森林資源を有している国有林野の特性を活かし、大径長尺材や檜皮(ひわだ)等の民有林からの供給が期待しにくい林産物の計画的な供給に努めるとともに、環境緑化木等国有林野に賦存する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努めるものとする。</p> <p>国有林野の林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、高付加価値を期待できる高品質材等の供給や、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材(丸太)販売により実施する。</p>	<p>国有林野事業においては、公益重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の整備等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努めることとする。</p> <p>さらに、多様な森林資源を有している国有林野の特性を活かし、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材や檜皮(ひわだ)等の計画的な林産物の供給に努める。</p> <p>環境緑化木等国有林野に賦存する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な販売に努めるものとする。(現行3-(2)より)</p> <p>国有林野の林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、高付加価値を期待できる高品質材等の供給や、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材(丸太)販売により実施する。(現行3-(2)より)</p>

注:この資料において、

赤字で記載しているものは、今回の改定における変更箇所を示している。

青字で記載しているものは、構成変更等に伴い、事項を越えて移記した箇所を示している。

事 項	改 定 案	現 行
<p>(1) 林産物等の供給</p>	<p><u>その際、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用するとともに、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえ、需要者等と協定を締結して、需要先へ直送する「システム販売」により国有林材の安定供給を推進する。</u></p> <p>併せて、<u>これまで間伐等で伐採されても利用されてこなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことを踏まえ「システム販売」を活用した需要者等への安定供給に取り組むとともに、更なる利用拡大に向けて木質バイオマスの利用など新たな需要開拓にも引き続き努めることとする。</u></p> <p><u>さらに、今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれており、こうした主伐材の供給についても、需要者等への安定供給や新たな需要開拓に貢献するものとなるよう効果的な供給に努めるものとする。</u></p>	<p>林産物の販売に当たっては、持続的・計画的に林産物を供給する方針の下で、安定的な需要を確保しつつ、需要動向に対応して弾力的に行うとともに、市場への販売委託を推進するなど民間の木材市場等を活用し、また、曲がり等を含む間伐材については、需要先へ直送するシステム販売により新規需要開拓と安定的な供給を図ること等により、林業・木材産業の活性化を図ることとする。(現行3-(2)より)</p> <p>また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、<u>木材加工技術の向上により、合板や集成材等の原料として利用が拡大していることから、その需要者等への安定供給を推進する。</u></p> <p>併せて、国有林野の再生可能で豊富な森林資源の有効活用のため、未利用間伐材等について、需要者への安定供給や民有林材との協調出荷等を通じた低コスト搬出システムの確立等による木質バイオマスの利用など新たな需要開拓に努めることとする。</p>
<p>(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献(新設)</p>	<p><u>我が国の林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が、小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。</u></p> <p><u>このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、これまで「システム販売」により需要者への安定供給等に取り組んできた実績や経験を活かし、民有林材を需要先へ直送する取組の普及・拡大や地域の需給状況を踏まえた、より広域での原木供給など国産材の流通合理化を図る取組の支援に努めるものとする。</u></p>	

事 項	改 定 案	現 行
	<p>また、全国的なネットワークを活用し、国産材の2割を供給し得る国有林野事業の特性を活かし、価格急変時の供給調整機能を発揮するため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握するなどの取組を推進することとする。</p>	<p>その際、全国的なネットワークを活用して国産材の2割を供給し得る国有林野事業の特性を活かし、価格急変時の供給調整機能を発揮するため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握することなどの取組を推進することとする。(現行3-(1)より)</p>

改定(素案)の概要②(鳥獣被害関連)

事 項	改 定 案	現 行
1 国有林野の管理経営に関する基本方針		
(1) ウ 生物多様性の保全	<p>(略)</p> <p>さらに、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えている野生鳥獣について、地域の関係行政機関等と連携しつつ、捕獲などによる積極的な個体数管理や共存に向けた森林の整備を推進する。(※昨年12月の変更時に追記)</p>	<p>(略)</p> <p>さらに、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えている野生鳥獣について、地域の関係行政機関等と連携しつつ、捕獲などによる積極的な個体数管理や共存に向けた森林の整備を推進する。</p>
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項		
(2) 地域振興への寄与	<p>国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つである。</p> <p>こうした中で、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の安定供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成を始めとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等の取組は、地域振興にも寄与するものである。</p> <p>このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つである。</p> <p>このため、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の安定供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成を始めとした民有林への指導やサポート等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めるものとする。</p>

(2) 昨年12月の変更以降の状況変化への対応

改定に向けた背景

- 本年5月に間伐特措法が改正され、同法に基づく基本指針に、年平均3.5%（1990年比）の吸収量を確保するため、H25～H32までの8年間における間伐等の促進（※）とともに、主伐後の確実な再生林を含めた造林の促進等が盛り込まれたところ
 - ※ 全国で年平均52万haの間伐実施が目標
- 全国森林計画（平成25年10月閣議決定）が策定され、近年頻発する集中豪雨への対応等が盛り込まれたところ

現行の記載状況

- 地球温暖化防止対策のための森林吸収源対策として積極的な間伐を実施するとともに、間伐材等の需要拡大のため需要者への安定供給を推進
- 国民の安全・安心を確保するため、重要な水源地域等において治山事業を計画的に推進

改定案の検討方向

- 高齢級の人工林が年々増加し、将来の吸収量低下等が見込まれていることを踏まえ、効果的な再生林の推進等について追加する方向で検討
- 治山事業の実施に当たって、近年、頻発する集中豪雨等を踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方を追加する方向で検討

背景の説明①間伐特措法関係

当面の地球温暖化対策に関する方針(抄)(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)

地球温暖化の進行は、気候変動により人類の生存基盤及び社会経済の存立基盤を揺るがす重大な脅威である。地球温暖化がもたらす脅威に対し、現在及び将来における国民の生命・身体・財産の安全を確保するため、今後とも、環境と経済の両立を図りつつ、切れ目なく地球温暖化対策を推進する必要がある。第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)においても、地球温暖化対策の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。

これを踏まえ、地球温暖化対策推進本部は、当面の地球温暖化対策に関する方針について、次のとおり決定する。

I 平成25年度以降の地球温暖化対策に関する基本的方針

これまで我が国は、京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの6%削減目標に関し、京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定)に基づく取組を進めてきた。引き続き、個別の取組の検証は必要であるものの、6%削減目標は達成可能と見込まれている。

我が国は京都議定書第二約束期間には参加せず、同計画は本年度末を以て終了することとなるが、平成25年度以降、国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づき、平成32年(2020年)までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととする。

まず、2020年までの削減目標については、本年11月の国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)までに、25%削減目標をゼロベースで見直すこととする。

その実現のための地球温暖化対策計画の策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に、関係審議会において地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策の検討を行う。この検討結果を踏まえて、地球温暖化対策推進本部において地球温暖化対策計画の案を作成し、閣議決定することとする。

また、地球温暖化対策計画の策定の法的根拠となる「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を今国会に提出し、その成立に万全を期すこととする。

II 地球温暖化対策計画の検討方針

地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策については、京都議定書目標達成計画の実施及び進捗点検を通じて得られた知見を十分に活用しながら、エネルギー政策の検討状況を考慮しつつ、我が国の経済活性化にも資するものを目指す。その際、対策ごとの目標(対策評価指標)を設定するとともに、対策ごとの目標を達成するための施策を具体的に示すこととする。(中略)

国際的に合意された新たなルールに則った森林等の吸収源対策や、バイオマス等の有効活用を積極的に推進する。

III 新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針

地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。

また、政府は、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することとする。

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針(抄)(平成25年6月24日農林水産省告示第2072号)

第1 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標に関する事項

1 特定間伐等の実施の促進の意義及び目標

森林吸収源として認められる育成林は、京都議定書の第二約束期間においても、「森林を適切な状態に保つために基準年以降に森林施業(更新(地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈り、除伐等)、間伐、主伐)が行われている森林」とされているが、育成林の多くは、未だ間伐が必要な育成段階にある。我が国森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性並びに我が国の国際的な責務を踏まえ、引き続き、間伐等の実施を促進し、森林吸収源の算入上限値である年平均3.5パーセントの吸収量の確保を図ることが必要である。このため、平成25年度から平成32年度までの8年間においても、引き続き、間伐の実施を促進し、全国で年平均52万ヘクタールの間伐を実施することを目標とする。また、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標

我が国の人工林の多くは、未だ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林も年々増加しつつあり、人工林面積に占めるおおむね50年生以上のものの割合は、平成19年時点では35パーセントであったが、平成29年には60パーセント程度に増加すると見込まれる。このような人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下に加えて、資源としての成熟に伴う伐採(主伐)面積の増加が見込まれることから、将来にわたり我が国森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図るためには、再生林等による伐採跡地の適切な更新が必要不可欠であるとともに、再生林の際、従来の種苗よりも成長に優れたものを広く利用していくことが極めて重要である。

第6 その他特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する重要事項

1 法に基づく取組以外の取組との効果的な連携

(1) 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

改定(素案)の概要①(間伐特措法関連)

事 項	改 定 案	現 行
1 国有林野の管理経営に関する基本方針		
(1) イ 地球 温暖化対 策の推進 ※項目を 移動(現 行では 1-(4))	<p>地球温暖化対策については、気候変動枠組条約の第17回締約国会議において、将来の枠組みへの道筋や京都議定書第2約束期間(平成25年から平成32年まで)等について合意文書が採択された。</p> <p>我が国は、京都議定書第2約束期間における温室効果ガスの削減義務を負っていないものの、森林吸収源を含めた地球温暖化対策については、今後も国際的な報告義務が課せられること等から引き続き着実に取り組むことが求められており、平成25年3月に地球温暖化対策推進本部において決定された「<u>当面の地球温暖化対策に関する方針</u>」においては、<u>今後策定される新たな地球温暖化対策計画の検討方針として、国際的に合意された新たなルールに則り森林吸収源対策やバイオマス等の有効利用を積極的に推進することとされている。農林水産省としては、国際的に合意された森林吸収源の算入上限値である年平均3.5% (1990年比)の吸収量の確保を図ることが必要であり、引き続き、間伐の実施を促進するとともに、主伐後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進することとしている。</u></p> <p>国有林野事業においては、吸収量の確保のため、<u>今後策定される新たな地球温暖化対策計画に基づき、森林の適正な整備や木材利用等の推進に率先して取り組むこととする。</u></p> <p><u>特に、今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や、資源としての成熟に伴う伐採(主伐)面積の増加が見込まれる中で、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努めることとする。</u></p>	<p>地球温暖化防止対策については、気候変動枠組条約の第17回締約国会議において、将来の枠組みへの道筋や京都議定書第2約束期間等について合意文書が採択された。森林関連では、<u>森林吸収源対策が、引き続き温室効果ガス削減目標の達成手段として認められるとともに、住宅等に使用されている木材に貯蔵されている炭素量の変化を温室効果ガスの吸収量又は排出量として計上できることとなった。</u></p> <p>我が国は、京都議定書第2約束期間における温室効果ガスの削減義務を負っていないものの、森林吸収源を含めた地球温暖化対策については、今後も国際的な報告義務が課せられること等から引き続き着実に取り組むことが求められており、平成24年7月に閣議決定された「<u>日本再生戦略</u>」やエネルギー・環境会議において平成24年9月に決定された「<u>革新的エネルギー・環境戦略</u>」においては、<u>2013年から2020年までの平均で算入上限値3.5%分の吸収量を確保するための森林吸収源対策が位置付けられた。</u></p> <p>これらを踏まえ、国有林野事業においては、吸収量確保のため、森林の適正な整備や木材利用等の推進に率先して取り組むこととする。</p>

事 項	改 定 案	現 行
1 国有林野の管理経営に関する基本方針		
<p>(1) ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進</p>	<p>(略)</p> <p>森林の取扱いについては、<u>人工林の多くが未だ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林も年々増加しつつあるという資源内容の変化を的確に踏まえるとともに</u>、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮するものとする。具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生の抑制等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>森林の取扱いについては、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮するものとする。具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生の抑制等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進するものとする。</p> <p>(略)</p>

事項	改 定 案	現 行
(2) ア 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	<p>事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、地域ごとの<u>傾斜等の</u>地形条件や資源状況の違いに応じた低コストで効率的な作業システムの提案・検証や先駆的な取組についての事業化の可能性を追求し、民有林における普及・定着に努めるものとする。</p>	<p>事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、地域ごとの地形条件や資源状況の違いに応じた低コストで効率的な作業システムの提案・検証や、先駆的な取組についての事業化の可能性を追求し、民有林における普及・定着に努めるものとする。</p>
(2) オ 林業の低コスト化等に向けた技術開発	<p>森林の有する公益的機能の高度発揮等に対する国民の要請に対応しつつ、民有林経営への普及を念頭にした林業の低コスト化等に向けた技術開発を産官学連携の下に、より一層推進することとする。</p> <p>その際、多様な森林とまとまりあるフィールドを有し、自らが<u>造林・間伐等の事業発注者であるという国有林野事業の特性を活かし、伐採とコンテナ苗を用いたその後の造林を同時期に行うなど</u> 実用段階に到達した先駆的な技術や手法についての事業レベルでの試行を行い、国有林野の管理経営や民有林における普及・定着に資するよう取り組むものとする。</p>	<p>森林の有する公益的機能の高度発揮等に対する国民の要請に対応しつつ、民有林経営への普及を念頭にした林業の低コスト化等に向けた技術開発を産官学連携の下に、より一層推進することとする。</p> <p>その際、多様な森林とまとまりあるフィールドを有し、自らが間伐等の事業発注者であるという国有林野事業の特性を活かし、実用段階に到達した先駆的な技術や手法について事業レベルでの試行を行い、国有林野の管理経営や民有林における普及・定着に資するよう取り組むものとする。</p>

背景の説明②全国森林計画関連

全国森林計画(抄)(平成25年10月4日閣議決定)

まえがき

なお、都道府県知事が策定する地域森林計画及び森林管理局長が策定する国有林の地域別の森林計画についても、この計画に即して、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるよう、配慮することとする。

2 保安施設に関する事項

(3) 治山事業

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、Iに定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。海岸防災林の整備に当たっては、東日本大震災の教訓を踏まえ、防潮工、盛土工、植栽工等について、津波に対する被害の軽減効果等を考慮しつつ実施することとする。このような観点から、治山事業の計画量を第3表(20頁参照)のとおり計画する。

(略)

改定(素案)の概要②(全国森林計画関連)

事項	改定案	現行
1 国有林野の管理経営に関する基本方針		
(1) ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進	(略) また、国民の安全と安心を確保するため、 <u>近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち</u> 、重要な水源地域等において、今後とも国有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。 (略)	(略) また、国民の安全と安心を確保するため、重要な水源地域等において、今後とも国有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。 (略)
(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献	国有林野の管理経営に当たっては、国有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、都道府県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に <u>貢献していくものとする。このため、国有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ</u> 、組織・技術力・資源を活用し、国有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。 また、このことを通じて、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努めるものとする。	国有林野の管理経営に当たっては、国有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、都道府県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に <u>貢献していくため</u> 、組織・技術力・資源を活用し、国有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。 また、このことを通じて、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努めるものとする。

(3) 一般会計移行を踏まえた構成等の精査

改定に向けた背景

- 今回は、移行後初めての改定であり、改めて一般会計下における計画としてふさわしい構成等となるよう精査

現行の記載状況

- はじめに(前文)において、平成10年からの抜本的な改革の推進や一般会計移行の経緯等についての追記を繰り返してきたところ
- 「国有林野の管理経営の基本方針」において、過去に追加された「地球温暖化防止対策の推進」と「生物多様性の保全」が「公益重視の管理経営の一層の推進」とは別に独立した項目となっているところ

改定案の検討方向

- はじめに(前文)については、一般会計移行後の国有林野事業の役割に焦点を絞った記載に整理する方向で検討
- 「国有林野の管理経営の基本方針」については、「公益重視の管理経営の一層の推進」の項目に「地球温暖化防止対策の推進」等を一本化し、①公益重視の管理経営の一層の推進、②森林・林業再生に向けた貢献、③「国民の森林」としての管理経営の三つの柱に整理する方向で検討

改定(素案)の概要

事 項	改 定 案	現 行
はじめに	<p>我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。(現行1-前文より)</p> <p><u>このような中で</u>、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林(もり)づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。<u>加えて</u>、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。</p>	<p><u>国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林(もり)」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進してきた。また、一般会計繰入を前提とした会計制度の下で、新規借入金に依存する体質から脱却し、債務の返済を進めるとともに、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。</u></p> <p>この間、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林(もり)づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。<u>この</u>ような中で、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。</p>

事 項	改 定 案	現 行
	<p>こうしたことを踏まえ、<u>国有林野事業については、国有林野の有する公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行したところである。</u></p> <p><u>従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において実施する事業としてふさわしく、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。</u>(現行1-前文より)</p> <p>このため、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項をこの計画で明らかにするとともに、毎年度の実施状況を公表するなどの手続きにより透明性を担保しつつ、管理経営の実施状況等を踏まえて、5年ごとに計画を見直すことにより、関係省庁や関係地方自治体等との連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。</p> <p>その際、国民の負託に応じて国有林野事業の使命を達成していくという認識を職員が共有し、一体となってその推進に努めていくものとする。</p>	<p>こうしたことを踏まえ、国有林野事業について、国有林野と民有林野の一体的な整備及び保全を図るための仕組みを創設するとともに、特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業とすることとし、その際、債務については、新たな国民の負担としないため、区分経理した上で、林産物収入等をもって返済していくこととし、所要の法律改正が行われたところである。</p> <p>今後は、法律改正の趣旨を踏まえ、国有林野の有する公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくこととする。</p> <p>このため、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項をこの計画で明らかにするとともに、毎年度の実施状況を公表するなどの手続きにより透明性を担保しつつ、管理経営の実施状況等を踏まえて、5年ごとに計画を見直すことにより、関係省庁や関係地方自治体等との連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。</p> <p>その際、国民の負託に応じて国有林野事業の使命を達成していくという認識を職員が共有し、一体となってその推進に努めていくものとする。</p>
<p>6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項</p>		
<p>(1) 管理経営の事業実施体制</p>	<p>国有林野事業については、<u>平成10年度から推進してきた抜本的な改革を通じて、民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等事業実施体制の効率化を進め、効率的な管理経営を推進してきたところである。</u></p> <p>今後とも公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献等新たな課題に対応した組織・要員の下で適切かつ効率的に行うこととし、事業の実施に当たっては、民間事業者の能力を活用しつつ、国の業務は保全管理、森林計画、治山等に限定し、伐採、造林等の実施行為は、その全てを民間事業者に委託して行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国有林野事業については、<u>流域を単位とした組織の下、効率的な管理経営を推進してきたところであり、今後とも公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献等新たな課題に対応した組織・要員の下で適切かつ効率的に行うこととし、事業の実施に当たっては、民間事業者の能力を活用しつつ、国の業務は保全管理、森林計画、治山等に限定し、伐採、造林等の実施行為は、その全てを民間事業者に委託して行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>

事 項	改 定 案	現 行
1 国有林野の管理経営に関する基本方針		
	<p>(1) 公益重視の管理経営の一層の推進 (略)</p> <p>(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生への貢献 (略)</p> <p>(3) 国民の森林としての管理経営 (略)</p>	<p>我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として引き続き一体的に行うこととされている。国有林野事業は、これらの目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献することとし、<u>事業実行の効率化と併せて適切かつ効率的な体制の整備を図りつつ、次の基本方針に即した管理経営を行うこととする。</u></p> <p>(1) 公益重視の管理経営の一層の推進 (略)</p> <p>(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生への貢献 (略)</p> <p>(3) 国民の森林としての管理経営 (略)</p> <p>(4) <u>地球温暖化防止対策の推進</u> (略)</p> <p>(5) <u>生物多様性の保全</u> (略)</p>

(構成の変更)

[改 定 案]

[現 行]

- 1 国有林野の管理経営に関する基本方針
 - (1) 公益重視の管理経営の一層の推進
 - ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進
 - イ 地球温暖化対策の推進
 - ウ 生物多様性の保全
 - (2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生への貢献
 - ア 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及
 - イ 林業事業体の育成
 - ウ 民有林と連携した施業の推進
 - エ 森林・林業技術者等の育成
 - オ 林業の低コスト化等に向けた技術開発
 - (3) 国民の森林としての管理経営
 - ア 双方向の情報受発信
 - イ 森林環境教育の推進
 - ウ 森林の整備・保全等への国民参加

- 1 国有林野の管理経営に関する基本方針
 - (1) 公益重視の管理経営の一層の推進
 - (2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生への貢献
 - ア 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及
 - イ 林業事業体の育成
 - ウ 民有林と連携した施業の推進
 - エ 森林・林業技術者等の育成
 - オ 林業の低コスト化等に向けた技術開発
 - (3) 国民の森林としての管理経営
 - ア 双方向の情報受発信
 - イ 森林環境教育の推進
 - ウ 森林の整備・保全等への国民参加
 - (4) 地球温暖化防止対策の推進
 - (5) 生物多様性の保全

(用語の修正)

- フォレスター → 森林総合監理士(フォレスター) : 1-(2)-エ、7-(1)
- 森林・林業再生プラン → 森林・林業基本計画に基づく施策 : 6-(2)-ア